

令和4年（第3回）
加古川市農業委員会 月次総会議案

と き 令和4年3月24日（木）午後1時30分
と ころ 新館10階大会議室

議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること
議案第29号	農地法第3条の3の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと
議案第31号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと
議案第32号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出にかかる専決処理について報告のこと
議案第33号	非農地証明願承認のこと
議案第34号	農地法第18条第6項の規定による通知等にかかる報告のこと
議案第35号	農用地利用集積計画の決定について
議案第36号	農業経営改善計画の認定について意見を求めること

月次総会次回以降の開催予定	4月25日（月） 新館10階大会議室	現地調査 4月19日（火） （午前・東地区） （午後・西地区）	5月24日（火） 勤労会館302会議室	現地調査 5月18日（水） （午前・西地区） （午後・東地区）
---------------	-----------------------	---------------------------------------	------------------------	---------------------------------------

令和4年第3回 月次総会審議参考資料

令和4年 3月24日

加古川市農業委員会

■3条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第28号 第1番	議案第28号 第2番	議案第28号 第3番	議案第28号 第4番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	-	有	有
	貸付地の農地性	-	-	-	-
2. 通作距離 法3-2①		0.01km	15km	0.1km	0.1km
3. 下限面積(20a又は30a) ≤ 申請面積 + 現耕作地 法3-2⑤		3,451.00㎡	11,936.00㎡	4,213.00㎡	4,213.00㎡
4. 地域との調和要件 法3-2⑦	水利調整等の取組みに対する 阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化 に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に対する 阻害	無	無	無	無
5. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家：聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	畑作	水稲
	農業従事者	本人、妻、子	取締役、農場長、 従業員	本人、妻	本人、妻
	農業用倉庫	所有	なし	所有	所有
	農機具	所有	所有	所有	所有
	営農全体計画	水稲:1,597㎡ 販売、自家消費 畑作:1,854㎡ 自家消費 計3,451㎡	畑作:11,936㎡ 販売、自家消費 計11,936㎡	水稲:3,870㎡ 自家消費 畑作:343㎡ 自家消費 計4,213㎡	水稲:3,870㎡ 自家消費 畑作:343㎡ 自家消費 計4,213㎡
6. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
7. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定		有		
	地域との役割分担		有		
	役員の常時従事		有		
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4			特になし		

※法：農地法

※令：農地法施行令

■3条:議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件		議案第28号 第5番	議案第28号 第6番	議案第28号 第7番	議案第28号 第8番
1. すべて耕作 法3-2①	申請地の農地性	有	有	有	有
	現耕作地の農地性	有	有	有	有
	貸付地の農地性	-	-	有	-
2. 通作距離 法3-2①		0.5km	0.5km	0.3km	1.1km
3. 下限面積(20a又は30a)≦申請面積+現耕作地 法3-2⑤		21,750.07㎡	21,750.07㎡	6,990.00㎡	11,666.00㎡
4. 地域との調和要件 法3-2⑦	水利調整等の取組みに対する阻害	無	無	無	無
	農地の集団化、農作業の効率化に対する阻害	無	無	無	無
	集落営農の営農活動に対する阻害	無	無	無	無
5. 営農意思 (営農計画書抜粋) (新設農家:聞き取り 調査報告) 法3-2①④	申請目的	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり	議案書のとおり
	申請地利用予定	畑作	畑作	畑作	水稲
	農業従事者	本人、妻	本人、妻	本人、妻	本人、妻
	農業用倉庫	所有	所有	所有	所有
	農機具	所有	所有	所有 リース	所有
	営農全体計画	水稲:18,805.30㎡ 自家消費 畑作:2,944.77㎡ 自家消費 計21,750.07㎡	水稲:18,805.30㎡ 自家消費 畑作:2,944.77㎡ 自家消費 計21,750.07㎡	水稲:945㎡ 自家消費 畑作:6,045㎡ 自家消費 計6,990㎡	水稲:11,438㎡ 販売 畑作:228㎡ 自家消費 計11,666㎡
6. 農地所有適格法人 要件 法2-3①②③④	事業要件 (売上高過半)				
	構成員要件 (総議決権の1/2超)				
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)				
7. 一般法人参入要件 法3-3①②③	貸人の解除条件規定				
	地域との役割分担				
	役員の時常従事				
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保 に関する市長の意見 法3-4					

※法:農地法

※令:農地法施行令

■4・5条:議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第30号 第1番	議案第30号 第2番	議案第30号 第3番	議案第30号 第4番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2種農地 (市街地から60m 農地集団規模 0.3ha)	2種農地 (市街地から60m 農地集団規模 0.3ha)	2種農地 (市街地から100m 農地集団規模 3.0ha)	2種農地 (市街地から200m 農地集団規模 3.4ha)
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③/法5-2③	有 (領収書、融資証 明書添付)	有 (領収書、融資証 明書添付)	有 (残高証明書添 付)	有 (残高証明書添 付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③/法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 則47①/則57①	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 則47②/則57②	有 (都市計画法)	有 (都市計画法)	有 (森林法、廃棄物 の処理及び清掃 に関する法律)	有 (電気事業者による 再生可能エネル ギー電気の調達に 関する特別措置法)
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 則47③/則57③	有	有	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 則47④/則57④	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④/法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
3 その他特記すべきこと	始末書添付			

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 4・5条：議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第 30 号 第 5 番	議案第 30 号 第 6 番	議案第 30 号 第 7 番	議案第 30 号 第 8 番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2 種農地 (市街地から200m 農地集団規模 3.4ha)	2 種農地 (市街地から200m 農地集団規模 1.7ha)	2 種農地 (市街地から10m 農地集団規模 1.0ha)	2 種農地 (市街地から150m 農地集団規模 8.7ha)
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③/法5-2③	有 (残高証明書添 付)	有 (残高証明書添 付)	有 (融資証明書添 付)	有 (残高証明書添 付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③/法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 則47①/則57①	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 則47②/則57②	有 (電気事業者による 再生可能エネル ギー電気の調達に 関する特別措置法)	該当なし	有 (都市計画法)	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし	該当なし	有	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 則47④/則57④	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④/法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
3 その他特記すべきこと		理由書添付		

※法：農地法 ※則：農地法施行規則

■4・5条:議案審議資料「事務局審査結果」

許可要件	議案第30号 第9番	議案第30号 第10番	議案第30号 第11番	議案第30号 第12番
1 立地基準 農地区分 (該当事由)	2種農地 (市街地から20m 農地集団規模 8.7ha)	2種農地 (市街地から20m 農地集団規模 8.7ha)	2種農地 (市街地から20m 農地集団規模 1.0ha)	2種農地 (市街地から20m 農地集団規模 6.0ha)
① 農地区分による許可基準 法4-6(5-2)①②	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし	ほかに代替地なし
2 一般基準				
① 転用行為実施に必要な 資力・信用 法4-6③/法5-2③	有 (残高証明書添 付)	有 (残高証明書添 付)	有 (残高証明書添 付)	有 (残高証明書添 付)
② 申請地につき転用行為の 妨げとなる権利を有する 者の同意 法4-6③/法5-2③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
③ 許可後遅滞なく申請の用 途に供する見込み 則47①/則57①	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)	有 (事業計画により)
④ 申請事業施行に関し他 法令許認可の見込み 則47②/則57②	有 (電気事業者による 再生可能エネル ギー電気の調達に 関する特別措置法)	有 (電気事業者による 再生可能エネル ギー電気の調達に 関する特別措置法)	該当なし	該当なし
⑤ 申請地と一体利用する 土地を利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑥ 申請面積が事業目的から みて適正か 則47④/則57④	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)	適正 (事業計画により)
⑦ 申請の事業が土地造成 のみでないこと (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
⑧ 周辺の営農条件への支 障がないこと (現地調査報告) 法4-6④/法5-2④	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)	無 (現地調査 報告参考)
3 その他特記すべきこと			上申書添付	

※法:農地法 ※則:農地法施行規則

■ 非農地証明：議案審議資料「事務局審査結果」

主 要 件	議案第 33 号 第 1 番	議案第 33 号 第 2 番	議案第 33 号 第 3 番	議案第 33 号 第 4 番	
農業委員会規程第1号 農地法施行に関する実施細則 第14条各号添付書類					
1 当該土地の 登記事項証明書・公図	有	有	有	有	
2 土地の位置図	有	有	有	有	
3 20年以上農地以外の状態 であったことを確認できる 書類等	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	有 (水利委員長・ 農業団体長)	
4 農業振興地域農用地に 含まれていない証明	有	有	有	有	
5 写真その他関係書類	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	有 (写真・図面)	
6 土地の現況 (現地調査報告)	申請どおり	申請どおり	申請どおり	申請どおり	

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項													
		1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番			
1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	-	○	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権、賃借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が二十年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

【参考資料】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

号	確認事項	11番	12番	13番	14番	15番	16番	17番	18番	19番	20番
		1	農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○
2	イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	イ 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ロ 法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	利用権の設定等を受けた土地ごとに、所有権・地上権・永小作権・質権、貸借権、使用貸借権による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が二十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第3項

(審議参考資料)

農業経営改善計画の認定について意見を求めること

申請者		[REDACTED]			
目標とする営農類型		複合類型			
経営改善の 方向の概要	経営面積等の拡大	○			
	販売単価等の向上	○			
	生産量等の向上	○			
	コスト等の削減	-			
	その他改善	-			
年間農業所得 (主たる従事者1人当たり)	現状 (R3)	[REDACTED]円			
	5年後の目標	[REDACTED]円			
年間労働時間 (主たる従事者1人当たり)	現状 (R3)	1,220時間			
	5年後の目標	1,800時間			
平均反収 (kg/10a)		水稲	小麦	ブロッコリー	キャベツ
	現状 (R3)	370	99	287	-
	5年後の目標	450	320	975	3840
現状と目標・措置	生産方式の合理化	農用地: 雁土井土地改良区のほ場整備田の集積に協力中、引き続きほ場整備田を集積する。水稲: ヒノヒカリに偏って作業時間が集中しているので、多品種分散型にする。小麦、露地野菜: 水稲後は湿害になりやすく生産量が低下するので、スピードカルチで荒廃し、土壌をかかわせ土壌診断などをし適正地に改善し生産量をあげる。露地野菜: 乗用移植機等の購入により労働時価を削減する。キャベツの作付けを開始する。			
	経営管理の合理化	白色申告であり、古い汎用会計ソフトを利用した非効率的な経営管理。農業専用会計ソフト等を導入し青色申告を開始し、ネット環境を整えることにより経営分析を行い、経営的持続可能な農業を目指す。			
	農業従事の態様等の改善	コロナ禍の関係もあり、臨時雇用ができず長時間働く日もあった。農繁期に臨時雇用を導入し、長時間労働にならないようにする。また、2時間毎に休憩をとるようにし、適切な労働環境にする。			
	その他の農業経営の改善	機械の老朽化により修理や更新に経費がかかる。スーパーL資金等を利用し、機械を購入することにより、経費削減と労働時間の短縮につなげる。R4年アグリマイティー資金、R7年スーパーL資金を借り入れる。			
経営の構成 (法人役員等)	現状 (R3)	1人			
	5年後の目標	1人			
常時雇	現状 (R3)	0人			
	5年後の目標	0人			
臨時雇(実人数)	現状 (R3)	0人			
	5年後の目標	3人			
その他特記事項		-			